

学位申請手続について（論文博士）

1 申請資格

論文提出により学位を申請できる者は、研究科委員会申合せに定める研究歴を有し、かつ、論文博士外国語試験に合格した者です。

この場合の研究歴年数は、基礎医学においては5年以上、臨床医学においては6年以上必要となります。

2 研究歴

1で述べた研究歴、及びその認定期間については、研究科委員会申合せ「学位（論文博士）の出願資格等について」、同申合せ「研究歴として認める期間について」に記載のとおりです。

本学に所属する期間であっても、臨床研修医及び専修医の期間は研究歴として算定できないので注意してください。この期間に研究歴を積む場合は、大学院研究生として在学する必要があります。また、大学院研究生として在学する場合は、検定料1万円（本学医学部卒業生は免除）、入学料4万円（初年度のみ）、研究料年間24万円が必要となります。

なお、研究歴の算定は該当期間の通計によります。

3 論文博士外国語試験

試験科目は英語であり、試験は年2回実施します。試験日については、大学院医学研究科の入学試験実施日と同日となっています。

この受験時期については、本試験合格後2年以内に研究発表会を開催することが義務付けられていることから、研究がほぼ完成したころが受験時期の目安となるのではないかと考えられます。

4 学位授与に至るまでの過程

別図のフローチャートを参照ください。

5 研究発表会

研究がほぼ完了したときに、研究発表会を開催し、研究の成果を発表しなければなりません。研究発表会は、研究科委員会で選出された5人のアドバイザーが出席し、研究の内容について討議し、学位論文完成への指針を与えることを目的としていますので、掲載済み又は投稿済みの論文は、研究発表の対象になりません。

(1) 研究発表会の省略

MEDLINE, JOURNAL CITATION REPORTS, CURRENT CONTENTS, WEB OF

SCIENCE 又は SCOPUS のいずれかに収録されている学術誌に掲載又は掲載が受理された欧文論文の場合は、研究発表会を省略できます。

したがって、上記に収録されている学術誌以外の学術誌へ投稿する場合には、必ず投稿前に研究発表を行わなければなりません。

なお、論文博士外国語試験合格者については、合格後2年以内に研究発表会を開催しなければなりません。開催できなかった場合は、その合格は無効となりますので注意してください。

※ 学位申請論文が MEDLINE, JOURNAL CITATION REPORTS, CURRENT CONTENTS, WEB OF SCIENCE 又は SCOPUS に収録されている学術誌に掲載又は掲載が受理された欧文論文であれば、この定めは適用されません。

(2) 研究発表会の申込みについて

研究発表会を行う際にはあらかじめ申し込みをすることが必要です。この際、申込書（教務課に用意してあります。また、学内ホームページ banana 及び大学ホームページからダウンロードできます。）に「研究結果の要旨」を添えて教務課へ提出します。

研究結果の要旨の記載については、必ず所定の用紙（教務課に用意してあります。また、学内ホームページ banana 及び大学ホームページからダウンロードできます。）2枚を用い、次のいずれかの方法で記載します。

- ・ 2000字の文字のみによる記載（図表を記載しない場合）
- ・ 1枚に本文(1000字)を記載し、残りの1枚に図表を記載（図表の記載については、その点数に制限はありませんが、A4サイズ of 用紙1枚に収まる範囲内とします。）

※ 研究発表会を行う場合、研究発表会終了後、3年以内に学位を申請しなければなりませんので、計画的に研究発表会、学位申請を行うようにしてください。

6 学位申請資格審査

1で述べた申請資格があるかを審査するためのもので、提出された関係書類を基に審査を行います。学位申請に先立って本審査の申し込みをする必要がありますので注意してください。

本審査の申込書である「学位申請資格審査願」及び審査資料となる「研究歴調書」の様式に内容を記載し教務課へ提出します。（様式については教務課に用意してあります。また、学内ホームページ banana 及び大学ホームページからダウンロードできます。）

なお、この審査により学位申請資格「有り」の判定を受けないと学位申請を行うことができませんのでご注意ください。

7 学位申請時の本学における研究上の身分

学位に関する手続きに当たっては、本学における研究上の身分（以下「身分」）を取得していることが原則となりますが、1で述べた学位申請資格としての研究歴を満たしている者で、かつ、身分を喪失後2年以内であれば、身分を取得することなく学位申請資格審査の申請及び学位申請を行うことができます。（ただし、研究発表会の申請については、研究上の身分を取得していなければなりません。これは、研究発表会が発表者に学位論文完成への指針を与えるものであるため、発表者は当然に本学での研究上の身分を取得していることが求められるからです。）

8 学位申請

研究発表後、論文を投稿し、学術誌に掲載又は掲載予定証明が発行された時点で、学位申請を行うことができます。

[学位申請関係書類]

① 学位申請書	1部（所定の用紙）
② 論文目録	1部（所定の用紙（データファイルによる提出可））
③ 主論文の要旨（表紙・内容）	1部（所定の用紙（データファイルによる提出可））…※1
④ 主論文	5部……………※2
⑤ 同意書 [共著の場合のみ]	1部（所定の用紙）
⑥ 掲載予定証明書[論文投稿中の場合のみ]	1部
⑦ 誓約書	1部（所定の用紙）
⑧ 参考論文	各5部（なしでも可）…※3
⑨ 履歴書	1部（所定の用紙）
⑩ 研究歴証明書	1部……………※4
⑪ 写真	1枚（証明書用（縦4cm×横3cmのもの））
⑫ 学業成績証明書	1部……………※5

※1 「主論文の要旨」の記載方法について

- ・ 所定の用紙2枚を用い、1枚に1000字で本文を記述し、残りの1枚に図表を記載します。（図表の記載については、研究発表会の「研究結果の要旨」を記載する場合と同様です。）

なお、研究発表会の「研究結果の要旨」は「5（2）研究発表会の申込みについて」において述べた記載方法を選択できますが、この「主論文の要旨」は、この記載方法（本文1000字と図表各A4サイズ用紙1枚）に限りますので混同しないようにしてください。（文字のみの記載は認められません。）

※2 主論文について

- ・ 権威ある学術誌（研究科委員会申合せ「学位論文審査について」参照）に印刷公表された原著とします。

ただし、印刷公表されるべき原稿をもってこれに代えることができますが、この場

合、発表機関の掲載予定証明書（メール等掲載が確実である旨を証明できれば可）を添付しなければなりません。

- ・ 共著論文でも提出可能ですが、学位申請者が筆頭者でなければなりません。

※3 参考論文について

主論文に関係の深い論文を参考論文として添付することができます。

※4 研究歴証明書について

6で述べた学位申請資格審査の結果、本学において作成するので、学位申請者において用意する必要はありません。

※5 学業成績証明書

出身大学等における成績証明書です。

※6 すべての書類のデータファイルは、学内ホームページ「banana」及び大学ホームページ <http://www.aichi-med-u.ac.jp/su12/index.html>（ID:kenkyuka1. パスワード:amu）に掲載しています。

9 関係規則

- 研究科委員会申合せ「学位（論文博士）の出願資格等について」（別添1）
- 研究科委員会申合せ「研究歴として認める期間について」（別添2）
- 研究科委員会申合せ「学位論文審査について」（別添3）
- 研究科委員会申合せ「学位申請時の本学における研究上の身分について」（別添4）
- 研究科委員会申合せ「研究発表会について」（別添5）
- 研究科委員会申合せ「課程によらない者の学位授与の申請期限について」（別添6）

10 その他

その他詳細については、医学部事務部教務課に照会願います。

学位（論文博士）の出願資格等について

昭和55年 9 月 25 日
研究科委員会申合せ

1 出願資格

研究科委員会の定める研究歴を有し、かつ、論文博士外国語試験に合格した者とする。

なお、この場合次の研究歴のある者とする。

- (1) 基礎医学においては、5年以上
- (2) 臨床医学においては、6年以上

2 研究歴

研究歴は、次の各号の一に該当し、研究科委員会が認めた期間とする。

- (1) 本学の専任教員（助教（専修医）を除く。）として在職した期間
- (2) 本学の大学院を退学した者の場合は大学院に在学した期間
- (3) 本学の大学院研究生として在学した期間
- (4) 本学大学病院の医員として在籍した期間
- (5) 平成19年3月31日までの本学大学病院における2年目以降の臨床研修期間
- (6) 本学以外の大学において第1号から第4号までの一に準じた期間で、研究科委員会で認めた期間
- (7) 権威ある研究施設において専任職員として研究に従事した期間で、研究科委員会で認めた期間

3 論文博士外国語試験

- (1) 試験は、英語とする。
- (2) 試験は、年2回実施する。
- (3) 試験日は、大学院医学研究科の入学試験実施日と同日とする。ただし、同研究科の第2次募集が実施されない場合は、その都度定める。
- (4) 本学大学院において所定の年限在学し、単位を修得し、研究指導を受けたうえで退学した者が、退学後3年以内に学位論文を提出するときは、この試験を免除することができる。

4 資格審査

学位を申請しようとする者は、あらかじめ資格審査願（所定の書類を添付）を学長に提出し、研究科委員会の審査を受けなければならない。

5 その他

- (1) 臨床医学系においては、医師免許取得後の1年間は、研究歴として認めないものとする。
- (2) 医学又は歯学以外の学部の課程を修了した者については、2年間の研究（大学院の修士課程又は博士課程の前期課程に在学した期間を含む。）が終わった後よ

り研究歴の期間を算定する。

(3) 本学の研究員として研究した期間のうち，昭和55年3月31日までの期間で研究科委員会で認められた期間は，研究歴として認めることができる。

(4) 研究歴が基礎医学及び臨床医学にわたる場合で，それぞれの研究期間を加える必要がある場合は，次により算定する。

基礎医学研究期間 + (臨床医学研究期間 × 5/6) = 基礎医学の研究期間

臨床医学研究期間 + (基礎医学研究期間 × 6/5) = 臨床医学の研究期間

(5) 研究歴に関して疑問があるときは，あらかじめ研究科委員会に問いただすことができる。

研究歴として認める期間について

昭和60年 2月28日

研究科委申合せ

- 1 学位（論文博士）の出願資格等について（昭和55. 9. 25研究科委員会申合せ）に定める研究歴として研究科委員会が認める期間は次の表のとおりとし，この認定は，研究科委員会運営委員会が行う。

区分		認定期間
(1)	本学の専任教員（助教（専修医）を除く。）として在職した期間	全部 ただし，平成16年 4月 1日改正後の医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修又は平成18年 4月 1日改正後の歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の2第1項に規定する臨床研修修了後 3年（歯科医師において，臨床研修を 1年で修了した者については 4年）を経るまでの助教（医員助教）の期間は除く。
(2)	本学の大学院を退学した者の場合は大学院に在学した期間	全部
(3)	本学の大学院研究生として在学した期間	全部
(4)	本学大学病院の医員として在籍した期間	全部
(5)	平成19年 3月31日までの本学大学病院における 2年目以降の臨床研修期間	全部
(6)	本学以外の大学において(1)から(4)までの一に準じた期間	1 / 2
(7)	権威ある研究施設において専任職員として研究に従事した期間	1 / 2
(8)	本学の研究員として研究した期間のうち，昭和55年 3月31日までの期間	全部
	本学の研究員として研究した期間のうち，昭和60年 4月 1日以降の期間	0 ただし，研究歴としては継続しているものとみなす。

- 2 前項の表中(6)及び(7)により研究歴として認める期間は、基礎医学においては2年、臨床医学においては3年を限度とする。
- 3 研究歴の認定に当たり、特別の事情があると認める場合は、研究科委員会の議を経て、第1項の表にかかわらず研究歴を認定することができる。

学位論文審査について

昭和58年1月27日
研究科委申合せ

1 学位論文について

(1) 提出する学位申請論文（主論文）は，単著論文とする。ただし，共著論文でも次の各号に該当するものは，これを主論文として提出することができる。

ア 学位申請者が共著論文の筆頭者であること。（イコールコントリビューションの場合も筆頭者であること。）

イ 学位申請者以外の者が主論文として使用したことの無いものであること。

ウ 主論文作成にあたって，申請者が主たる役割を果たしたものであること。

エ 学位申請者以外の共著者が主論文とすることに同意したものであること。

(2) (1)のイ，ウ及びエについては，所定の同意書（様式1）を添付しなければならない。

(3) 主論文は，権威ある学術誌に印刷公表された原著とする。ただし，印刷公表されるべき原稿をもってこれに代えることができる。この場合には，発表機関の掲載予定証明書を添付しなければならない。

なお，権威ある学術誌とは査読制をとっている学会誌等を指す。

(4) 主論文は，本学以外の大学へ学位論文として提出したことの無いものであること。（誓約書（様式2）添付のこと。）

(5) 主論文には，これと関連する参考論文を添付することができる。

(6) 本学主催の研究発表会でその内容があらかじめ発表されたものであること。

ただし，主論文が，MEDLINE， JOURNAL CITATION REPORTS， CURRENT CONTENTS， WEB OF SCIENCE 又は SCOPUS に収録されている学術誌に掲載又は掲載が受理された欧文論文の場合，研究発表会での発表を必要としない。

なお，研究発表会については，別に定める。

2 学位申請書類

(1) 学位を申請するに必要な書類及び提出部数は，次のとおりとする。

	課程博士	論文博士	部数
(1)	論文審査願	学位申請書	1
(2)	論文目録	同左	1（電子ファイル可）
(3)	主論文の要旨	同左	1（電子ファイル可）
(4)	主論文	同左	5
(5)	参考論文	同左	各5
(6)	履歴書	同左	1
(7)	—————	研究歴証明書	1

(8)	写真（証明書用）	同左	1
(9)	—————	学業成績証明書	1

※ その他審査に必要な資料の提出を求められることがある。

(2) 主論文の要旨については、次に定めるとおり記述するものとする。

ア 所定の用紙2枚を用いること。

イ 主論文の要旨の内容（以下「内容」という。）を1枚に1000字程度で記述し、他1枚に図表等を記載すること。

ただし、内容に、他1枚に記載する図表等の説明を加えないこと。

3 論文博士の学位授与について

論文博士の学位授与は、最初の課程博士の学位を授与した後1か年後からとする。

学位申請時の本学における研究上の身分について

平成12年12月14日
研究科委員会申合せ

「学位（論文博士）の出願資格等について」（昭55.9.25研究科委員会申合せ）に定める研究歴について出願資格として必要な期間を満たす者は、同期間を満たした後本学において研究を行うための身分（以下「身分」という。）の継続を停止した後2年以内については、身分を取得することなく学位申請（学位申請資格審査に係る申請を含む。）を行うことができる。

また、大学院を単位取得退学した者についても、単位取得退学後2年以内であれば同様に扱うものとする。

研究発表会について

昭和58年 1 月 27 日
研究科委申合せ

1 目的

研究発表会は、本学大学院の学生又は本学大学院の課程を経ない者で本学に学位授与の申請をしようとするものが研究をほぼ完了したときに、その成果を口頭で発表させ、内容について討議し、学位論文完成への指針を与えることを目的とする。

2 構成

研究発表会は、あらかじめ発表する研究に関係ある専門分野から選ばれた 5 人のアドバイザーの出席を求め、発表者の研究指導教授を座長として開く。

アドバイザーは、研究科委員会の議を経て研究科長が選出する。ただし、アドバイザーに本学の大学院担当教員及びそれ以外の教員を加えること、並びに必要に応じ本学教員以外の者も加えることができる。なお、この場合、研究科委員会の構成員が 3 名以上加わるものとする。

3 運営

研究科委員会運営委員会は、研究発表会の日時等を決定し公示する。

研究発表会は、アドバイザーの過半数の出席により成立する。

アドバイザー以外の本学教員及び本学大学院学生は、研究発表会に出席することができる。

研究発表会の時間は、討議時間を除いて、1 人 20 分間程度とする。

研究の発表は発表者が行い、質問に対する答弁は発表者が行うものとするが、発表者の研究指導教授はこれを補足することができる。

発表内容については、アドバイザーが、質疑を行い、必要なアドバイスと検討を行う。

4 申込

(1) 研究発表会の申し込みは、所定の申込書に研究結果の要旨 7 部を添えて、学長に提出する。

(2) 前項の研究結果の要旨は、所定の用紙（以下「用紙」という。）2 枚を用い、次の各号のいずれかの方法により記述するものとする。

ア 2,000 字程度とすること。

イ 用紙 1 枚に 1,000 字程度とし、他 1 枚に図表等を記載すること。ただし、この記載する図表等の説明を他 1 枚の記述に加えないこと。

5 記録

研究発表は、座長が記録する。

6 その他

論文博士外国語試験合格後に、研究発表を行う者は、合格の日から 2 年以内に実

施しなければならない。

課程によらない者の学位授与の申請期限について

平成13年9月13日
研究科委員会申合せ

課程によらない者の学位授与の申請（以下「申請」という。）は、提出する学位論文に係る研究発表会の終了後3年以内でなければならない。

ただし、この申合せの日までに既に研究発表会を終了している場合は、この申合せの日から3年以内に申請しなければならない。